

三島市

成年後見制度利用促進基本計画

新元号元年（2019年） 月

三 島 市

※ 本計画の策定にあたるパブリック・コメントの開始時には新元号が施行されていません。パブリック・コメント終了後に本計画中「新元号」を新しい元号に改める予定です。

目 次

第1章 成年後見制度利用促進基本計画の策定にあたり

1	計画策定の背景	1
2	計画の目的	1
3	計画の位置づけ	1
4	計画の策定体制と経過	2
5	計画の期間	4
6	計画の推進と評価	4

第2章 成年後見制度を必要とする人を取り巻く状況

1	本市の制度利用が見込まれる高齢者の状況	5
2	本市の制度利用が見込まれる障がい者の状況	6
3	本市の数値から見る成年後見制度を取り巻く状況	7
4	本市の課題と推進すべき基本的な取り組み	10

第3章 課題に対する本市の取り組み

1	基本理念と目指す社会	11
2	施策の体系（計画の基本方針とその取り組み）	11

第4章 施策の展開

基本方針1	制度に対する関心を高め、制度の理解と利用しやすい意識づくり	12
基本方針2	関係機関が連携し、早期に発見し支援につなげる仕組みづくり	14
基本方針3	担い手への支援を通じて、安心して制度が利用される信頼づくり	16
	重点的に取り組む事項	18

第1章 成年後見制度利用促進基本計画の策定にあたり

1 計画策定の背景

近年、我が国の高齢化は急速に進み、総務省の人口推計（確定値）によると、平成30年（2018年）7月1日時点の高齢者人口は3,547万1千人、総人口に占める割合（高齢化率）は28%となっています。急速な高齢化、核家族化の進行は、認知症高齢者や単独・夫婦のみ高齢者世帯の急激な増加につながり、我々は、これまで経験したことのない超高齢社会における対応が求められます。

成年後見制度とは、精神上的の障がい等により判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・保佐人・補助人（以下「成年後見人等」といいます。）がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護する制度ですが、制度の利用が必要と思われる認知症高齢者や知的・精神障がい者の数と比較すると、制度利用者は著しく少ない状況にあります。

国は、判断能力が不十分な人を支える重要な手段である成年後見制度が十分に利用されていない状況に鑑み、平成28年（2016年）4月に、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）を公布し、平成29年（2017年）3月に、成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。市町村は、国が策定した計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他必要な措置を講ずることに努めることとなります。

2 計画の目的

三島市成年後見制度利用促進基本計画（以下「本計画」といいます。）は、認知症や知的・精神障がい等により判断能力が不十分な人が成年後見制度を利用し、法律面や生活面で保護や支援を受けることで、権利や財産が侵害されることなく安心して暮らしていくことができるように、本市の成年後見制度利用促進の基本的な方向性とその取り組みを明らかにし、計画的に進めていくことを目的に策定するものです。

3 計画の位置づけ

（1）法律との関係

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項の規定に基づき、三島市の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるものです。

（2）本計画と他の計画との関係

本計画は、地域における高齢者、障がい者、児童等の福祉に関して、共通して取り組む事項を盛り込む福祉分野の上位計画と位置付けられている地域福祉計画と一体的に取り組むため、第3次三島市地域福祉計画（計画期間：平成28年度～新元号2年度）で掲げている基本理念「ふれあい、支え合い、思いやりの気持ちを実践するまち」と目指す社会「個人の尊厳を尊重し、地域

の中でその人らしく安心して暮らしていける地域社会」を、本計画における基本理念等とします。また、「三島市高齢者保健福祉計画」「三島市障害者計画」など、高齢者福祉や障がい者福祉の分野の計画とも整合を図ります。

4 計画の策定体制と経過

本計画は、成年後見制度にかかわる法律・福祉の専門職団体や福祉関係団体等の代表者に参加いただいた成年後見制度中核機関等機能検討会議での意見や、三島市社会福祉協議会（以下「市社協」といいます。）が福祉関係者に依頼して実施した成年後見ニーズ調査アンケート、先進地（品川成年後見センター）視察を参考に、三島市成年後見制度利用促進担当者部会（市及び市社協の担当職員）、三島市成年後見制度利用促進計画策定委員会（市及び市社協の部課長）で横断的な検討を行い策定しました。

また、計画策定にあたり、外部アドバイザーとして、静岡県弁護士会沼津支部（弁護士）、成年後見センター・リーガルサポート静岡支部（司法書士）、ぱあとなあ静岡（社会福祉士）及び三島市社会福祉協議会成年後見運営委員会の代表者から計画案に対する意見・提案を受け策定しました。

【策定体制】

○中核機関等機能検討会議

（目的：法律・福祉の専門職、福祉関係団体、金融機関等の成年後見制度にかかわる団体が連携を深めネットワークを構築するとともに、本市の成年後見制度利用促進に向けて中核機関等の機能を検討）

○三島市成年後見制度利用促進計画策定委員会

（目的：市及び市社協の後見制度にかかわる部・課長級職員にて構成し、成年後見制度の利用促進に向けた計画の協議及び策定）

○三島市成年後見制度利用促進担当者部会

（目的：市及び市社協の成年後見制度にかかわる担当職員にて構成し、制度に関する日々の業務からの課題把握と利用促進に向けた取り組みの検討）

○計画策定外部アドバイザー

（目的：法律・福祉専門職の視点で、計画策定に向けた情報提供や策定委員会の作成した計画案に対し専門的立場から意見・提案）

団体名	氏名
静岡県弁護士会沼津支部（弁護士）	揚野 江利子
（公社）成年後見センター・リーガルサポート静岡支部（司法書士）	鈴木 信宏
三島市社会福祉協議会成年後見運営委員会（弁護士）	原島 年央
〃（司法書士）	井上 尚人
ぱあとなあ静岡（社会福祉士）	番場 俊文

○オブザーバー

(目的：中核機関等機能検討会議や外部アドバイザーとの会議に同席し、総合的情報提供)

団体名	氏名
静岡家庭裁判所沼津支部	主任書記官 戸塚 聡勇

○策定支援団体

(目的：計画策定に必要な情報収集のため、アンケート調査、先進地視察等の支援)

団体名	支援内容
(福)三島市社会福祉協議会	中核機関等機能検討会議の共同開催 成年後見ニーズ調査アンケートの実施 品川成年後見センター視察研修の実施 各種統計情報の収集

【策定経過】

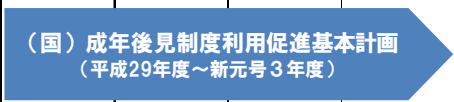
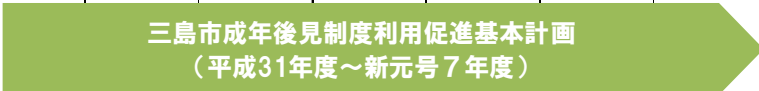
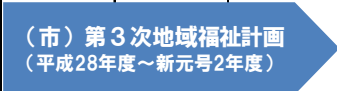
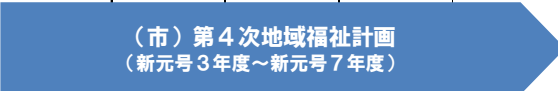
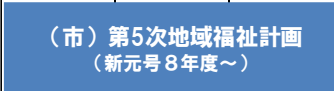
実施時期	実施内容	備考
平成30年 5月28日(月)	社会福祉部内打合せ	
平成30年 7月27日(金)	社会福祉部・社会福祉協議会合同打合せ	
平成30年 8月30日(木)	第1回中核機関等機能検討会議	出席者 27人
平成30年 9月28日(金)	社会福祉部・社会福祉協議会合同打合せ	
平成30年 9月～10月	成年後見ニーズ調査アンケート	回答 129件
平成30年 10月24日(水)	第2回中核機関等機能検討会議	出席者 29人
平成30年 11月 6日(火)	先進地 品川成年後見センター視察研修	参加者 14人
平成30年 11月22日(木)	外部アドバイザーからの意見・提案ヒアリング	出席者 10人
平成30年 12月10日(月)	社会福祉部・社会福祉協議会合同打合せ	
平成31年 1月17日(木)	第1回成年後見制度利用促進担当者部会	
平成31年 1月31日(木)	第3回中核機関等機能検討会議	出席者 23人
平成31年 1月31日(木)	第2回成年後見制度利用促進担当者部会	
平成31年 2月 5日(火)	市職員市長申立て実務研修 (協力：リーガルサポート静岡支部講師派遣)	参加者 6人
平成31年 2月18日(月)	第1回成年後見制度利用促進計画策定委員会	
平成31年 2月23日(土)	第4回中核機関等機能検討会議 (パネルディスカッション)	出席者 67人
平成31年 3月13日(水)	外部アドバイザーからの意見・提案ヒアリング	

平成31年 3月26日(火)	第2回成年後見制度利用促進計画策定委員会	
平成31年 4月～5月	パブリック・コメント実施	
新元号元年 月 日()	第3回成年後見制度利用促進計画策定委員会	

5 計画の期間

平成31年度(2019年度)～新元号7年度(2025年度)(7年間)

計画期間の中間年に当たる新元号4年度(2022年度)に本計画の進捗確認及び中間見直しを行います。計画期間の最終年度となる新元号7年度(2025年度)は、本計画の見直しを第4次三島市地域福祉計画の見直しと並行して実施し、成年後見制度の利用促進において必要な施策を地域福祉計画に反映して、本計画を地域福祉計画に組み込みます。

平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	新元号2年度 (2020)	新元号3年度 (2021)	新元号4年度 (2022)	新元号5年度 (2023)	新元号6年度 (2024)	新元号7年度 (2025)	新元号8年度 (2026)	新元号9年度 (2027)	新元号10年度 (2028)
 (国) 成年後見制度利用促進基本計画 (平成29年度～新元号3年度)										
				 三島市成年後見制度利用促進基本計画 (平成31年度～新元号7年度)						
				進捗確認 中間見直し			見直し	組込		
 (市) 第3次地域福祉計画 (平成28年度～新元号2年度)		 (市) 第4次地域福祉計画 (新元号3年度～新元号7年度)				 (市) 第5次地域福祉計画 (新元号8年度～)				
見直し						見直し				

6 計画の推進と評価

成年後見制度にかかわる関係団体の協力のもと、庁内関係部署が連携して本計画を推進するとともに、本計画の進捗状況の確認・評価は、今後設置を計画している成年後見制度に係る中核機関を中心に行います。

また、本計画の推進にあたり、庁内関係部署及び業務委託の受託者は、対象者の氏名、住所等の基本的事項のほか、心身状況、家族状況、経済状況などの情報を収集、提供することが必要となる場合もあるため、三島市個人情報保護条例に基づき個人情報の取り扱いについては、三島市個人情報保護審議会の審査を受け適正な取り扱いを行います。

第2章 成年後見制度を必要とする人を取り巻く状況

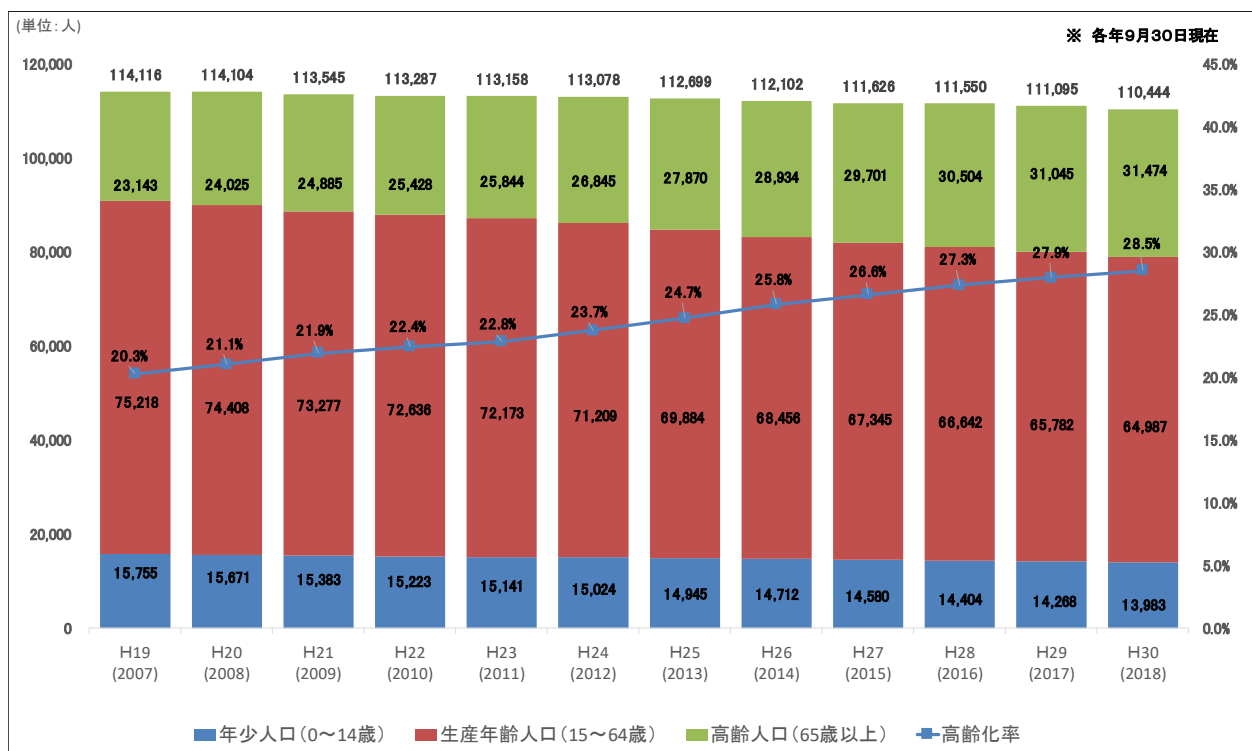
1 本市の制度利用が見込まれる高齢者の状況

三島市の人口は平成19年（2007年）から減少傾向がみられ、平成30年（2018年）には110,444人となっています。しかしながら、人口3区分でみますと、各区分がそれぞれ減少傾向ではなく、年少人口（0歳～14歳）と生産年齢人口（15歳～64歳）が減少している一方、高齢人口（65歳以上）は増加しており、平成30年（2018年）の高齢者は31,474人で高齢化率は28.5%となっています。高齢者の人口・割合は、今後も増加傾向にあり、新元号7年（2025年）に約32,183人（30.5%）になると予想されています。

また、市内の地域包括支援センターの認知症に関する相談件数の増加や厚生労働省の将来推計からも、今後認知症の人が増加していく傾向にあり、加齢により認知機能が低下した認知症高齢者の数は平成29年（2017年）には2,118人でしたが、新元号7年（2025年）には約2,383人まで増加すると予想されており、高齢者の地域での暮らしに重要な対策の一つとして、認知症の人やその家族を支える体制づくりの推進や支援の充実が求められています。

◇人口及び高齢化率の推移

（出典：三島市高齢者保健福祉計画・三島市介護保険事業計画）



◇認知症高齢者の人数

（出典：三島市高齢者保健福祉計画・三島市介護保険事業計画）

年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
認知症高齢者数	2,148人	2,136人	2,118人

※ 各年9月30日現在の「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」Ⅱ以上の人数

※ 「認知症日常生活自立度」とは、介護保険の要介護認定時に用いられる指標で、自立→Ⅰ→Ⅱ→Ⅲ→Ⅳ→Ⅴの順に重度となります。Ⅱ以上は、認知症により日常生活に何らかの介護・支援を必要とする状態をいいます。

2 本市の制度利用が見込まれる障がい者の状況

平成 29 年度（2017 年度）末の療育手帳所持者は 907 人、精神障害者保健福祉手帳所持者は 514 人となっており、5 年前の平成 24 年度（2012 年度）は療育手帳所持者 755 人、精神障害者保健福祉手帳所持者が 369 人であったことから、発達障害をはじめとする概念の広がりや本人、擁護者の障がい受容が進んだこと等により、手帳所持者の数は増加傾向にあるといえます。手帳所持者の中でも障がい特性や症状が異なるため、全ての人の判断能力が不十分だとは一概にいうことはできませんが、より重度の人の方が制度利用の可能性が高いと考えられます。

障がい福祉分野では、いわゆる親亡き後の問題として、主に知的障がいのある子どもをもつ親が、子どもの面倒を見ることができなくなった場合に、引き続き子どもが十分な福祉サービス等を利用して、安心して生活を続けていくことができるかどうか、親の不安であり最大の関心事です。

障がいのある人が、地域で安心して生活できるように、権利擁護の体制の充実に取り組む必要があります。

◇療育手帳所持者数の推移

（上段：人数、下段：全体に対する比率）（各年度末現在）

年度 等級	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
A (重度)	293 人	299 人	307 人	317 人	302 人	324 人
	38.8%	37.7%	37.4%	36.6%	34.0%	35.7%
B (軽度)	462 人	494 人	513 人	549 人	585 人	583 人
	61.2%	62.3%	62.6%	63.4%	66.0%	64.3%
計	755 人	793 人	820 人	866 人	887 人	907 人
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

◇精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

（上段：人数、下段：全体に対する比率）（各年度末現在）

年度 等級	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
1 級 (重度)	36 人	46 人	47 人	43 人	39 人	40 人
	9.8%	11.3%	11.3%	9.8%	8.7%	7.8%
2 級 (中度)	235 人	250 人	253 人	268 人	267 人	312 人
	63.7%	61.6%	60.8%	61.2%	59.7%	60.7%
3 級 (軽度)	98 人	110 人	116 人	127 人	141 人	162 人
	26.5%	27.1%	27.9%	29.0%	31.6%	31.5%
計	369 人	406 人	416 人	438 人	447 人	514 人
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

3 本市の数値から見る成年後見制度を取り巻く状況

(1) 三島市及び近隣市町の成年後見制度の利用者数 (単位：人)

市町名	利用者数	うち (成年後見)	(保佐)	(補助)	(任意後見)
三島市	150	114	31	5	0
沼津市	261	185	57	17	2
裾野市	47	36	8	3	0
御殿場市	237	220	12	4	1
伊豆市	77	64	11	1	1
伊豆の国市	83	71	7	4	1
函南町	54	44	9	1	0
清水町	56	47	2	7	0
長泉町	47	34	10	2	1
小山町	35	26	7	2	0

※ 静岡家庭裁判所提供情報

(注1) 上記の数値は自庁統計に基づく概数であり、今後集計整理により異同訂正が生じることがある。

(注2) 平成30年12月末日時点における数値である。

(注3) 本人が実際に住んでいる場所(施設、病院等を含む。)を基準としており、住民票上の住所と一致するとは限らない。

(2) 専門職団体の後見人等候補者の名簿登録者数(県東部地域) ※ H31年1月時点

団体名	登録者 (人)
(弁護士) 静岡県弁護士会沼津支部	68
(司法書士) (公社)成年後見センター・リーガルサポート静岡支部	44
(社会福祉士) ぱあとなあ静岡	130
(行政書士) (一社)コスモス成年後見サポートセンター静岡県支部	21
(精神保健福祉士) (公社)日本精神保健福祉士協会認定成年後見人ネットワーク クローバ	※6 (※県全体で)

(3) 市長申立て件数及びその申立てによる後見等開始確定件数

区分	年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
		高齢者	0	2
	申立件数(件)	0	1	6
	確定件数(件)	2	2	2
障がい者	申立件数(件)	2	2	2
	確定件数(件)	2	2	2

※ 申立件数は、家庭裁判所に申立てを行った各年度の件数で申立て中に死亡や却下されたケースも含まれます。

※ 確定件数は、後見等開始(後見、保佐、補助)が確定した各年度の件数になります。

(4) 成年後見制度利用支援事業※（申立て費用助成件数及び助成額）

区分		年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
高齢者	件数(件)		0	2	6
	金額(円)		0	72,700	83,310
障がい者	件数(件)		3	2	3
	金額(円)		21,940	24,720	47,120
計	件数(件)		3	4	9
	金額(円)		21,940	97,420	130,430

※ 申立て書類の作成が年度をまたいで行われることもあるため、「(3) 市長申立て件数及びその申立てによる後見等開始確定件数」の件数と一致しない場合があります。

(5) 成年後見制度利用支援事業※（成年後見人等報酬助成件数及び助成額）

区分		年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
高齢者	件数(件)		3	5	3
	金額(円)		638,000	988,000	602,000
障がい者	件数(件)		1	1	1
	金額(円)		170,000	170,000	170,000
計	件数(件)		4	6	4
	金額(円)		808,000	1,158,000	772,000

(6) 成年被後見人等宛て通知書等の送付先一括登録申請件数 (単位：件)

区分	年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
申請件数		—	6	29

※ 本市では、成年被後見人等に対する税・福祉・保険などの通知書等の宛先を成年後見人等の住所（事務所）に変更する際に、いずれかの業務担当課1か所へ申請することで送付先変更を一括で行えるようにしております。

※ 成年後見制度利用支援事業とは

成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、利用申立てに必要な経費や成年後見人等の報酬などの費用負担が難しく、成年後見制度の利用が困難と市が認めた人に対し、その費用の全部または一部を市が助成します。

(7) 三島市社会福祉協議会 法人後見新規受任件数 (単位：件)

類型	年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
後見		—	—	4
保佐		—	—	1
補助		—	—	0
合計		—	—	5

※ 市社協による法人後見受任依頼の対応は平成 29 年 9 月から開始しています。

(8) 三島市社会福祉協議会 成年後見制度に関する相談受付件数 (単位：件)

	年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
相談件数		不明	42	83

※ 市社協による相談受付件数の集計は平成 28 年度から開始しています。

(9) 三島市社会福祉協議会 専門職による権利擁護相談会 相談件数 (単位：件)

団体	年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
静岡県弁護士会沼津支部		—	—	2
リーガルサポート静岡支部		—	—	25

※ 静岡県弁護士会 による相談会は平成 30 年 2 月より開始しています。

※ リーガルサポートによる相談会は平成 29 年 7 月より開始しています。

(10) 三島市社会福祉協議会 日常生活自立支援事業利用者数 (単位：件)

区分	年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
認知症高齢者		7	9	8
知的障がい者		3	4	5
精神障がい者		0	1	2
その他		0	0	0
合計		10	14	15

※ 日常生活自立支援事業とは、判断能力が不十分な人がサービスを利用する意思があり、契約の内容がある程度理解できる場合に、地域において自立した生活が送れるよう社会福祉協議会が実施する福祉サービスの利用援助等を行う事業です。

(11) 三島市社会福祉協議会

日常生活自立支援事業利用から成年後見制度利用への移行件数 (単位：件)

	年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
利用者移行		—	1 (3)	1 (2)

※ 括弧 () 内の数値は、日常生活自立支援事業の新規利用審査において、日常生活自立支援事業ではなく、すぐに成年後見制度の利用が適切と判断された件数になります。

4 本市の課題と推進すべき基本的な取り組み

行政・地域包括支援センター等に寄せられる日々の相談や平成30年（2018年）9月に市社協が実施した成年後見ニーズ調査アンケートから、高齢者の中には通帳や印鑑が見当たらず何度も作り直しをしてしまった経験、不要な高額商品の購入や親族にお金をつかわれてしまった経験、物事を忘れがちで料理の途中で鍋を放置して焦がした経験、料金の支払い忘れを繰り返してしまっただけの経験など、自分の記憶力に自信を無くしている人や一人での金銭管理に不安を感じている人などが少なからず市内にいたることが分かっております。

しかし、市内の認知症高齢者や療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者の数と、実際に成年後見制度を利用している人の数を比較すると、利用が必要な人に制度が十分に利用されているとは認められない状況にあるといえます。

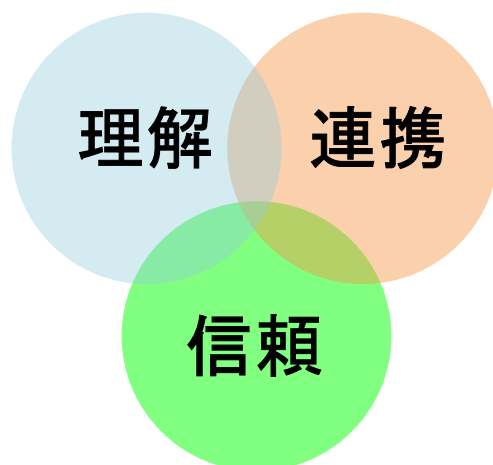
利用が十分に進んでいない要因を考えると、本人や親族が制度を十分理解しておらず利用するメリットのイメージがなかなか湧かないことや、本人や親族が利用を検討する意思があっても、身近な相談窓口を知らないため、どこに相談してよいか分かりづらいことなどが問題にあげられます。また、どのように申立てるのか、費用がいくらかかるのか、自分や親族の意思はどこまで尊重されるのか、誰が成年後見人等に選任されるのかなど、制度の仕組みが分かりづらいことも問題にあげられます。

また、その他の要因として、成年後見人等が財産を不正に着服していた事件などの報道を耳にしてしまうと、他人に自分の財産管理をまかせることに不安を感じ、利用を躊躇することもあるかもしれません。

市民の皆さんが、判断能力が低下した場合の権利擁護の一つの手段として成年後見制度の利用を検討していただけるように、国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえながら、本市においても成年後見制度の利用を促進するために必要な施策の推進に着実に取り組んでいきます。

本市の推進すべき基本的な取り組みを次のとおりとします。

- 制度に対する正しい理解と身近な相談窓口の設置
- 関係者の連携を強化し協力する体制の構築
- 身寄りがない人も制度につなげる市長申立ての実施
- 判断能力に応じた適切な制度利用
- 成年後見人等の状況把握
- 制度の新たな担い手の育成
- 経済的な理由で制度の利用が困難な人への対応
- 制度への信頼を高め不安の解消
- 財産管理だけでなく身上保護の視点も強化した支援



第3章 課題に対する本市の取り組み

1 基本理念と目指す社会

【基本理念】（第3次三島市地域福祉計画）

ふれあい、支え合い、思いやりの気持ちを実践するまち

【目指す社会】

個人の尊厳を尊重し、地域の中でその人らしく安心して暮らしていける地域社会

※ 本計画は、第3次三島市地域福祉計画と一体的に取り組むため、「基本理念」及び「目指す社会」を第3次三島市地域福祉計画と同一にします。

2 施策の体系（計画の基本方針とその取り組み）

（基本方針1）制度に対する関心を高め、制度の理解と利用しやすい意識づくり

- 1-1 市民に対する成年後見制度に関する普及啓発の強化
- 1-2 関係者に対する成年後見制度に関する普及啓発の強化
- 1-3 成年後見制度に関する相談窓口の設置
- 1-4 成年後見制度利用の申立て支援や代行団体の紹介

（基本方針2）関係機関が連携し、早期に発見し適切な支援につなげる仕組みづくり

- 2-1 関係機関の連携体制の構築と中核となる機関の設置（重点事項）
- 2-2 成年後見人等候補者の調整
- 2-3 成年後見制度利用支援事業（市長申立て）の円滑な実施
- 2-4 日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行支援
- 2-5 任意後見監督人選任の必要性の判断支援

（基本方針3）担い手への支援を通じて、安心して制度が利用される信頼づくり

- 3-1 親族後見人の状況把握と相談対応
- 3-2 任意後見受任者の状況把握と相談対応
- 3-3 市民後見人の育成と継続した支援
- 3-4 成年後見制度利用支援事業（報酬助成）の円滑な運用
- 3-5 社会福祉協議会の法人後見業務の支援
- 3-6 不正防止の取り組み

（重点的に取り組む事項）

- 重点取組1 成年後見制度利用促進の中核となる機関の設置・運営
- 重点取組2 地域連携ネットワークの構築

第4章 施策の展開

(基本方針1)

制度に対する関心を高め、制度の理解と利用しやすい意識づくり

1 現状と課題

- (1) 成年後見制度は、判断能力が不十分な人の財産や生活を守る重要な制度ですが、どのようにして利用できるのか、何がしてもらえるのかが市民にあまり理解されておらず、市民に身近な制度とは言えない状況にあります。
- (2) 市内で成年後見制度を利用している人は、静岡家庭裁判所の提供情報から、150人（平成30年12月末日時点）と把握されていますが、市内の認知症高齢者や精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の所持者の総数3,539人（平成29年度）に対して、利用率はかなり低い状況にあります。
- (3) 平成30年（2018年）9月におこなった成年後見制度の利用に関するアンケートにおいて、施設の職員が成年後見制度の重要性やメリットを説明し、本人に制度の利用を勧めても、周りの友人が反対するため消極的になってしまい、利用につながっていない事例が把握されています。
- (4) 市民に身近な相談機関である市役所においても、成年後見制度について説明・相談対応ができるものの、より専門的な知識が必要となる場合もあることから専門の相談窓口の設置が求められています。
- (5) 市民自身による申立て書類の作成や書類の収集には相当の負担があり、利用に結びついていないことも想定されます。

2 現状・課題解決に向けた取り組み

【1-1】市民に対する成年後見制度に関する普及啓発の強化

- ・ ポスター、パンフレット等で広く市民に成年後見制度を広報するほか、インターネットを利用する高齢者等も増加しているため、ホームページでの制度の広報に取り組みます。
- ・ 講演会や研修会を開催するほか、地域での出前講座などに取り組みます。
- ・ 利用者が能力に応じて制度を利用することで制度のメリットを感じるように、後見類型だけでなく保佐類型、補助類型の周知の強化と、利用者の自発的意思を尊重する視点から任意後見制度についての周知に取り組みます。

【1-2】関係者に対する成年後見制度に関する普及啓発の強化

- ・ 判断能力が不十分な人に接する機会が多い介護保険サービス関係者（介護支援専門員、訪問介護員等）、相談支援専門員、民生委員、金融機関職員等には、早期発見・支援につなげるための役割が期待されます。関係者に制度の理解を深めてもらい、制度の利用が必要と見込まれる人を発見した場合には、相談窓口を紹介するなど相談機関へのパイプ役として活躍していただけるように、関係者への啓発講座の開催などに取り組みます。

- 行政の窓口業務に携わる一般事務職員が成年後見制度の基礎知識を身につけ、制度利用が必要と認められる人を見つけた場合は相談機関につなげることができるように、市職員向けの研修の実施に取り組みます。

【1-3】成年後見制度に関する相談窓口の設置

- (職員対応相談窓口)

高齢者を支援する地域包括支援センターや障がい者を支援する基幹相談支援センター及び相談支援事業所において、引き続き成年後見制度に関する相談対応を行うほか、より専門的な対応が行えるように、新たに専門の相談窓口の開設に取り組みます。

- (専門職対応相談窓口)

行政等の職員では扱いが難しい専門的知見が必要な相談にも対応するため、専門職団体の協力のもと、専門職による相談窓口の定期的な開設に取り組みます。

【1-4】成年後見制度利用の申立て支援や代行団体の紹介

- 本人や親族が自身で申立てを行う場合に、申立書の書き方や書類の取得方法の説明を行うなど、申立てを行う人の支援に取り組みます。
- 申立ての代行を希望する人には、静岡県弁護士会やリーガルサポート静岡支部（司法書士の成年後見専門職団体）の紹介に取り組みます。

（基本方針2）

関係機関が連携し、早期に発見し支援につなげる仕組みづくり

1 現状と課題

- （1）成年後見制度が利用できる基準や仕組みが理解されておらず、制度利用の必要性に気づかれていない場合もあるため、制度の利用を考慮すべき者を発見した際には、制度に関する相談窓口を紹介するなど、本人を適切な制度利用につなげるパイプ役の育成が必要です。
- （2）親族だけでなく、高齢者や障がい者の相談機関の職員であっても、制度利用の必要性の判断や、誰を成年後見人等候補者としてよいかなどに悩む場合もあり、専門職団体等の意見を参考にしたいことがあります。
- （3）身寄りがない、もしくは親族と疎遠なため、制度利用の申立てが進まない事例があります。
- （4）本人と成年後見人等との信頼関係は重要で、成年後見人等には財産管理だけでなく、本人の意思を尊重して身上に配慮した後見業務を円滑に遂行することが求められます。本人の状況を十分に踏まえて適切な成年後見人等が選任されることが必要です。
- （5）本人と成年後見人等との意見や支援方針などが対立した場合には、第三者の立場で専門的な指導、助言等を行ったり、本人を取り巻く状況等を家庭裁判所に的確に伝えたりする調整役が必要となります。
- （6）成年後見人等は、本人はもとより、親族や福祉、医療の関係者等とも円滑な関係を築き、本人の意思を可能な限り尊重して支援していくことが求められています。
- （7）判断能力の低下が進行した場合などは、その状況に応じて、速やかに成年後見制度利用の検討、補助・保佐・後見の各類型間の移行、任意後見監督人の選任の検討などが必要となります。

2 現状・課題解決に向けた取り組み

【2-1】関係機関の連携体制の構築と中核となる機関の設置（重点事項）

- ・ 医療、福祉、司法及び行政関係団体等が連携し円滑に成年後見制度に基づく支援を受けられることができるネットワークの構築に向けて、連携協議会の設置に取り組みます。
- ・ 高齢者福祉、障がい者福祉の分野において既に行われている会議体（地域ケア個別会議、サービス担当者会議、個別支援会議等）を有効に活用し、本人を成年後見人等及び関係者のチームで支える体制を整え、本人の意思や身上保護を重視した支援に取り組みます。

詳細は【重点的に取り組む事項】P18～

【2-2】成年後見人等候補者の調整

- ・ 適切な支援方針や成年後見人等が決定されるように、依頼に応じて本人の状況や意向に合わせた支援方針や成年後見人等候補者を調整して推薦する体制の整備に取り組みます。

【2-3】成年後見制度利用支援事業（市長申立）の円滑な実施

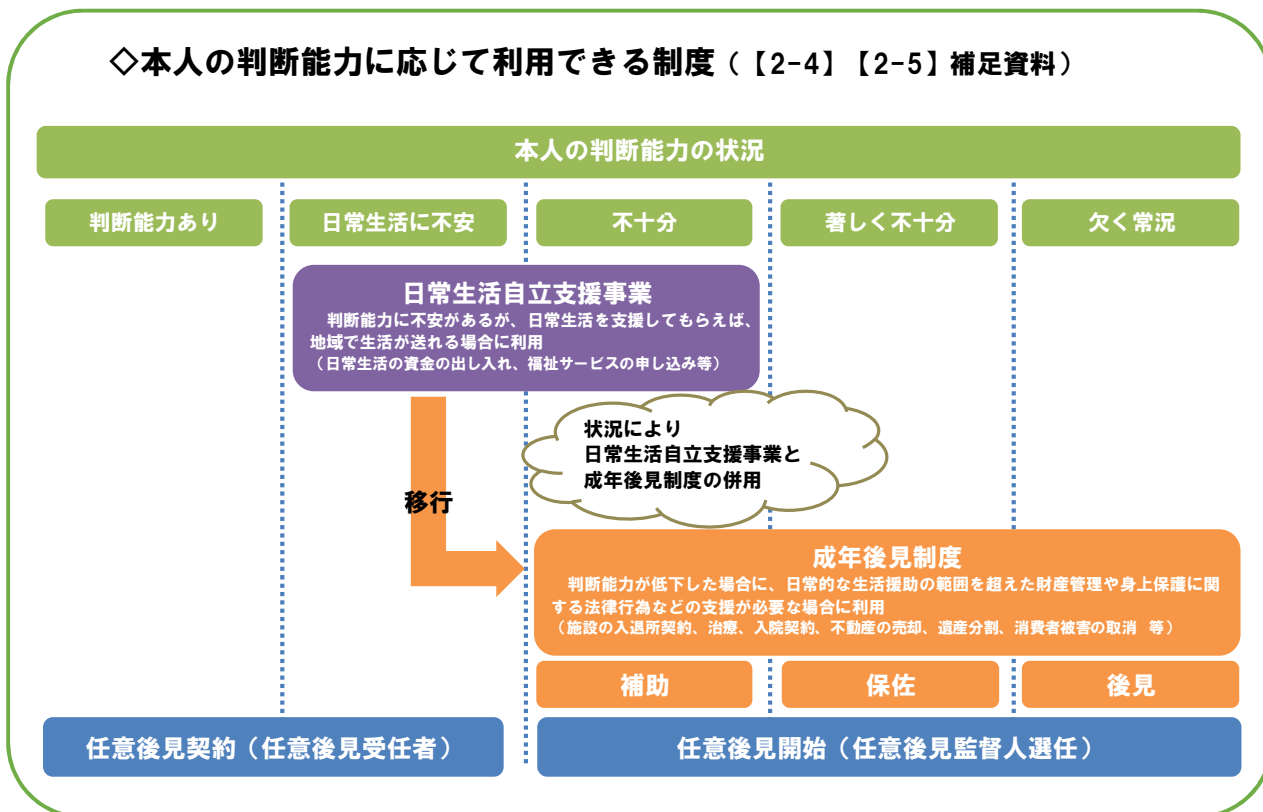
- ・ 身寄りのない認知症高齢者や知的障がい者などが、制度の利用ができずに支援を受けられないという事態を防ぐために、老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2に基づき、市長が法定後見開始の申立てに取り組みます。
- ・ 資産や身寄りのない人を漏らさずに制度利用につなげるために、行政、福祉サービス事業者、医療機関が適切な情報連携を行い、円滑な市長申立ての実施に取り組みます。

【2-4】日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行支援

- ・ 市社協が実施している日常生活自立支援事業利用者の判断能力が著しく低下した場合には、本人にふさわしい援助が行われるように、関係機関と連携し成年後見制度の利用に円滑に移行されるように取り組みます。

【2-5】任意後見監督人選任の必要性の判断支援

- ・ 本人の判断能力が低下した場合に、親族や任意後見受任者が後見等の開始に向けて任意後見監督人の選任申立てを行う必要があるか判断が難しい場合は、依頼に応じてその必要性の検討に取り組みます。



(基本方針3)

担い手への支援を通じて、安心して制度が利用される信頼づくり

1 現状と課題

- (1) 親族後見人等への福祉に関する情報や福祉サービスそのものの提供は家庭裁判所によって行われないため、基礎自治体による相談対応や支援が行える窓口の設置が期待されています。
- (2) 親族後見人等の知識不足から不適切な財産管理がおこなわれ、制度の信頼を損なう事例も発生しています。正しい知識を身につけて、適切に業務を行えるように親族後見人等への教育支援に取り組む必要があります。
- (3) 高齢者の増加に合わせて成年後見人等の需要が高まることが見込まれる一方、専門職だけで需要に応えることが難しいことが予想されており、継続的に担い手を育成することが求められています。
- (4) 経済的な理由で制度の利用をためらう人が存在しています。また、報酬が見込めない場合でも支援をおこなっている専門職の成年後見人も存在しています。

2 現状・課題解決に向けた取り組み

【3-1】親族後見人の状況把握と相談対応

- ・ 親族後見人が一人で悩まないように、親族後見人が相談や意見交換がおこなえる集いの場を開催し、親族後見人の状況把握に取り組めます。
- ・ 親族後見人が後見業務を行う上で不適切な財産管理などと誤解を受けるようなことが無いように、必要な知識や情報を得られる研修会の開催に取り組めます。
- ・ 親族後見人からの日常的な相談に応じ、必要な場合は、専門職や家庭裁判所から助言を受けて対応できる相談窓口の設置に取り組めます。

【3-2】任意後見受任者の状況把握と相談対応

- ・ 任意後見制度は本人の意思で自由に後見人を指定できますが、弁護士等の専門職ではなく親族や友人が任意後見受任者となっている場合もあります。組織的な支援を受けることが難しい親族や友人の任意後見受任者の支援に向けて、相談や意見交換が行える集いの場を開催し、親族や友人の任意後見受任者の状況把握に取り組めます。

【3-3】市民後見人の育成と継続した支援

- ・ 社会貢献の意欲が高い市民が、成年後見制度の新たな担い手として活躍できるように養成講座の開催に取り組めます。
- ・ 養成講座修了者が、後見業務に必要な知識及び技能を継続して向上できるように、市社協が行っている法人後見業務や日常生活自立支援事業の支援員としてかかわることができる体制づくりに取り組めます。
- ・ 市民後見人候補者名簿を作成し、後見業務を適切に行うために必要な知識及び技能を有

すると認められる市民を市民後見人候補者として家庭裁判所に推薦できる体制をつくり
ます。

- ・ 市民後見人からの日常的な相談に応じ、必要な場合は、専門職から助言を受けたり、家庭裁判所に確認したりして対応できる相談窓口の設置に取り組みます。

【3-4】成年後見制度利用支援事業（報酬助成）の円滑な運用

- ・ 成年後見制度の利用にあたり必要な費用を負担することが困難な者に対して、市長が申立てをおこなった成年後見人等の業務に対する報酬等の助成に引き続き取り組みます。
- ・ 後見報酬等が見込めない中で業務を請け負っている専門職もいることから、本市の財政状況を考慮しながら市長申立て以外についても報酬助成の対象拡大について検討に取り組みます。

【3-5】社会福祉協議会の法人後見業務の支援

- ・ 公共性、継続性が高い市社協の法人後見業務は、長期にわたる利用者への支援が可能であり、また内部のチェック体制や関係者の意見を得られることで、市民は制度を安心して利用することができます。法人後見業務を継続できるように市社協への補助に取り組みます。
- ・ 市社協が受任する対象者の基準など、本市における市社協の法人後見業務のあり方について検討に取り組みます。

【3-6】不正防止の取り組み

- ・ チームで本人を支援することで、複数の関係者がかかわる体制を作ることにより、親族後見人の理解不足・知識不足から生じてしまう不正に加えて、横領などの不正の未然防止や早期発見に取り組みます。
- ・ 成年後見人等の不適切な行為が把握された場合や情報提供があった場合は、家庭裁判所などの関係機関に連絡し迅速な対応に取り組みます。
- ・ 家庭裁判所や専門職団体が取り組んでいる不正防止に向けた取り組みを紹介し、制度の利用に対して市民に安心してもらえるように取り組みます。
- ・ 後見制度支援信託、後見制度支援預金、成年後見支援貯金※などを紹介し、制度の利用に対して市民に安心してもらえるように取り組みます。
- ・ 市民を成年後見人等候補者として推薦する場合は、市民後見人の活動が適切に行われていることの確認するため、市社協などに市民後見人の監督人を引き受けていただくように取り組みます。

※ 後見制度支援信託、後見制度支援預金、成年後見支援貯金とは

本人が日常生活で使用する分を除いた金銭を、信託銀行に信託することや信用金庫等の支援預貯金口座に預け入れることで、後見人による本人の財産の横領を防ぐ制度。信託財産の払い戻しや支援預貯金口座の入出金には、家庭裁判所の指示書が必要となります。

重点的に取り組む事項

重点取組 1 成年後見制度利用促進の中核となる機関の設置・運営

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人の不動産や預貯金などの管理や介護サービスや施設入所の契約などを支援する人（成年後見人等）を家庭裁判所が選任し、本人の財産や権利を保護する成年後見制度は、市民に身近で利用しやすい制度とは認識されておられません。

判断能力が不十分な人が、成年後見制度を利用することで権利や財産を侵害されることなく安心して暮らしていくことができるように、成年後見制度の利用促進に向けて、成年後見制度の周知活動や制度に関する相談対応に取り組み、また、依頼に応じて制度利用の必要性や成年後見人等の候補者を本人に代わり専門家が検討するなどの支援に取り組む機関を設置します。

【中核機関設置の目的】

判断能力が不十分な人を取り巻く潜在化・顕在化しているさまざまな課題の情報を収集、整理し、関係団体の持つ知識や経験を組み合わせることで解決をはかる拠点を設置し、本市の成年後見制度の利用促進を図ります。

設置を予定している中核機関の概要

【名称】（仮称）三島市成年後見支援センター

【拠点】三島市社会福祉会館内

【設置運営】三島市

【運営主体】（福）三島市社会福祉協議会

【設置日】平成31年度（2019年度）内

【主な機能】

（1）広報機能

周りの人の気づきを向上させて、成年後見制度の利用が必要な人の早期発見につなげるために、判断能力の低下に伴って発生する問題や成年後見制度のメリット等を周知します。

【具体的に取り組む事項】

- 講演会、研修会、出前講座の実施
- ホームページ作成・リーフレット配布
- 市民、医療機関、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、相談支援事業所、金融機関等に相談窓口を周知

(2) 相談機能

相談しやすい環境を整備するために、職員が対応する成年後見制度に関する相談窓口を常設するとともに、専門職団体に協力を依頼し、専門職による相談窓口も定期的に開設します。

【具体的に取り組む事項】

- 一般相談窓口（職員対応）
- 専門相談窓口（専門職対応）
- 後見支援センター職員との会議等への派遣・助言

(3) 成年後見制度利用促進機能

成年後見制度の利用を検討していただけるように、親族や施設関係者が後見制度の利用の判断目安となるガイドラインを作成するとともに、成年後見制度の利用に悩んだ場合に、本人の状況に合わせた支援方針や成年後見人等候補者を検討・調整します。

【具体的に取り組む事項】

- 成年後見制度の利用に係るガイドラインの作成
- 成年後見人等候補者の調整を行う委員会の設置（コーディネート委員会）
- 申立手続の説明や書類の収集方法等の助言
- 関係機関連絡先の紹介
- 市民後見人養成研修の適宜開催
- 地域連携ネットワークの連携促進

(4) 後見人支援機能

十分な研修や組織的な支援を受けることができない親族後見人等が一人で悩みを抱えないようにするために、専門職以外の後見人等が集まり意見交換する機会を提供するとともに、気軽に相談できる窓口を設置し、後見活動の相談や定期報告書類の作成の助言等に努めます。

また、本人の判断能力に変化があった場合など、適切な支援を継続できるように、成年後見人等や支援チームからの相談にも対応します。

【具体的に取り組む事項】

- 成年後見人等や支援チームからの相談を検討する委員会の設置（コーディネート委員会）
- 一般相談窓口（職員対応）（再掲）
- 専門職以外の成年後見人等や任意後見受任者の状況把握と意見交換会の開催

【運営体制】

(仮称)三島市成年後見支援センターは「①運営事務局」、「②コーディネート委員会」で構成します。また、「③成年後見制度利用促進連携協議会」において、運営状況の報告や関係団体からの事業に対する助言・課題等の収集をするなどにより、センターの効果的な運営に取り組んでいきます。

(仮称)三島市成年後見支援センター 運営体制

①運営事務局

- 【主な役割】 (1) 成年後見制度利用促進に関する事業の立案と実施
(2) 成年後見制度に関する相談対応
(3) 市民後見人候補者名簿の作成・管理
(4) 関係団体との連絡・協力体制の構築
(5) コーディネート委員会、連携協議会の開催

【設置】 常設(午前8時30分から午後5時15分 土日祝日や年末年始を除く)

【場所】 三島市社会福祉会館

【職員】 3名(他の業務と兼務可、うち2名は社会福祉士資格取得者であること)

②コーディネート委員会

- 【主な役割】 (1) 申立の必要性の検討
(2) 申立人の検討
(3) 成年後見人等候補者の検討
(4) 市民後見人候補者名簿登録の選考
(5) その他 リレー方式※の検討・チームのモニタリング等

【回数】 月1回

【場所】 三島市社会福祉会館

【委員】 弁護士、司法書士、社会福祉士、
市高齢者部門 市長申立て担当、
市障がい部門 市長申立て担当

【任期】 1年

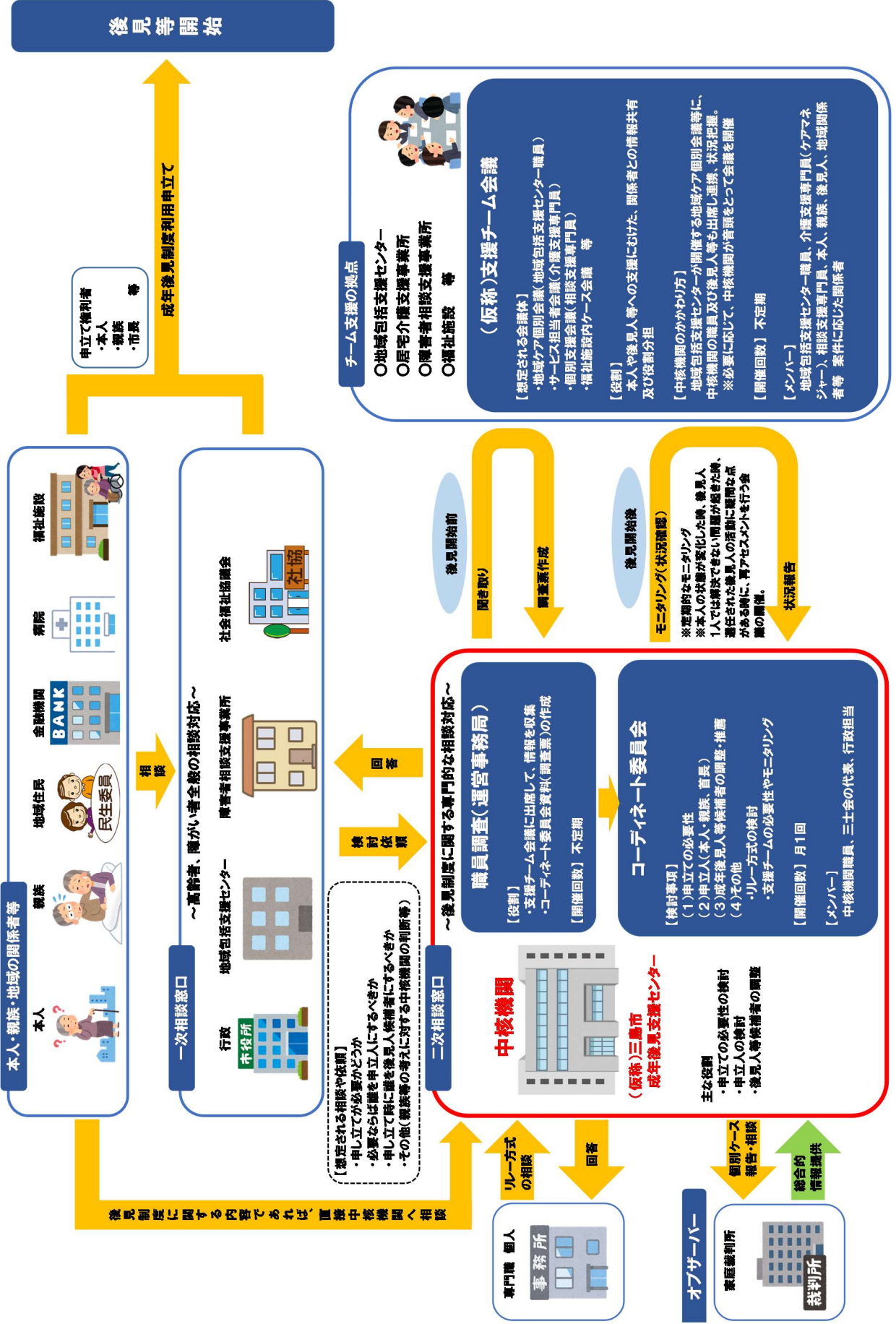
※ リレー方式：本人の状況に合わせて、適切な後見人等に後見業務をバトンタッチしていく方法(例：専門職後見人→親族後見人、法人後見→市民後見人 など)

事業報告

助言

③成年後見制度利用促進連携協議会

成年後見制度 相談から制度利用までの流れにおける中核機関(後見支援センター)の位置づけ



重点取組2 地域連携ネットワークの構築

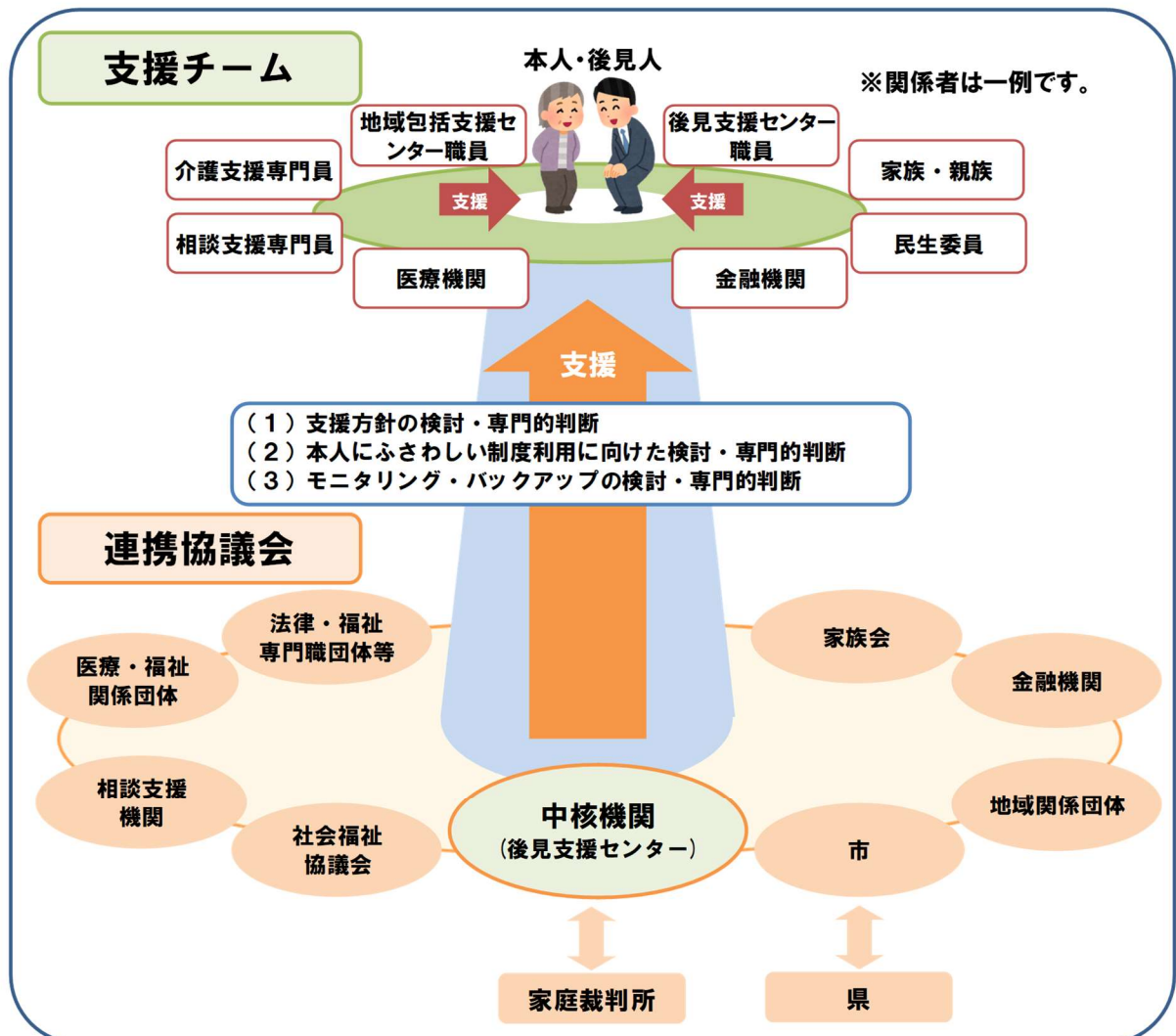
判断能力が不十分な人を発見して早期の段階から相談対応を行い、本人の意思を丁寧にくみ取った権利擁護支援につなげるために、法律・福祉の専門職団体、医療・福祉関係団体、相談支援機関、地域関係団体、金融機関、市、市社協などが情報や知識を提供・共有し連携するネットワークを構築します。

また、地域包括支援センターで行われる地域ケア個別会議、介護支援専門員（ケアマネジャー）が開催するサービス担当者会議、障がい者支援の個別支援会議等に、必要に応じて後見支援センター職員や成年後見人等も加わり、各関係者がそれぞれの役割を明確にして、本人をチームで支援できる体制を整えます。

【ネットワーク構築の目的】

- (1) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- (2) 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- (3) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

【地域連携ネットワークのイメージ】



【連携体制】

(1) 成年後見制度利用促進連携協議会の設置

法律・福祉の専門職団体や、相談支援機関、医療・福祉関係団体、地域関係団体等の代表者で組織し、各団体の成年後見制度にかかわる取り組みや課題などの報告をおこない、関係機関の連携と情報共有を推進します。

また、(仮称)三島市成年後見支援センター(以下「後見支援センター」といいます。)の事業報告の確認や事業方針への助言を行い、本市の成年後見制度の利用促進を図ります。

- 【主な役割】
- ・各団体の取り組み状況の報告や役割の明確化
 - ・後見支援センターの事業報告の確認や事業方針の助言
 - ・後見支援センターの専門委員会の運営状況の確認

【開催回数】 年1回

※連携ネットワーク勉強会の開催

成年後見制度利用促進連携協議会にかかわる団体の会員等が集まり、地域の課題の共有や事例検討をとおして、関係者の権利擁護支援の対応力の向上を図ります。

- 【主な役割】
- ・各団体の役割の周知
 - ・事例検討・研修

【開催回数】 年2回

(2) 中核機関(仮称 成年後見支援センター)の設置

広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能を担い、成年後見制度利用促進連携協議会の事務局として関係団体のコーディネートの役割等を受け持ちます。(重点取組1のとおり)

(3) 支援チームの活用

地域包括支援センターが開催する地域ケア個別会議、介護支援専門員(ケアマネジャー)が開催するサービス担当者会議、障がい者支援の個別支援会議、病院や福祉施設で行われるケース会議などを効果的に活用し、必要に応じて後見支援センターの職員や成年後見人等も同席して、本人を支える関係者の役割を明確にし、法的な権限を持つ成年後見人等と関係者が協力して本人の意思を尊重した支援と、本人の状況の継続的な見守りを行います。

- 【主な役割】
- ・関係者の役割の明確化
 - ・本人を成年後見人等とともに支える「チーム」となって、日常的に本人の状況を把握し、見守り

【開催回数】 随時

【関係する団体に期待される役割】

	団体	期待される役割
法律・福祉専門職団体等	静岡県弁護士会沼津支部 (弁護士)	後見支援センター専門相談窓口開催支援 後見支援センターコーディネート委員選出 後見支援センターへの専門的な助言 成年後見人等候補者の紹介 申立て代行者の紹介 成年後見制度に関する講演会や研修会への講師派遣 (将来的に) 親族後見人や市民後見人の支援
	(公社) 成年後見センター・リーガルサポート静岡支部 (司法書士)	後見支援センター専門相談窓口開催支援 後見支援センターコーディネート委員選出 後見支援センターへの専門的な助言 成年後見人等候補者の紹介 申立て代行者の紹介 成年後見制度に関する講演会や研修会への講師派遣 (将来的に) 親族後見人や市民後見人の支援
	ばあとなあ静岡 (社会福祉士)	後見支援センター専門相談窓口開催支援 後見支援センターコーディネート委員選出 後見支援センターへの専門的な助言 マッチングの助言 成年後見人等候補者の紹介 成年後見制度に関する講演会や研修会への講師派遣 (将来的に) 親族後見人や市民後見人の支援(身上保護の部分)
	(一社) コスモス成年後見サポートセンター静岡県支部 (行政書士)	相談会の開催 成年後見人等候補者の紹介 成年後見制度に関する講演会や研修会への講師派遣 後見支援センターへの専門的な助言 (将来的に) 親族後見人や市民後見人の支援(身上保護の部分)
	静岡県精神保健福祉士協会 (精神保健福祉士)	成年後見人等候補者の紹介 後見支援センターへの専門的な助言
	静岡県社会保険労務士会三島支部 (社会保険労務士)	後見支援センターへの専門的な助言 (年金制度等に関する情報提供や勉強会のテーマの講師)
医療・福祉関係団体	三島市医師会・医療機関 (医師)	後見支援センターへの専門的な助言
	三島市介護支援専門員連絡協議会 (介護支援専門員)	地域包括支援センターへのパイプ役(発見、初期相談) 介護支援専門員向けの研修会開催 本人への支援(チーム構成員)

	団体	期待される役割
相談支援機関	地域包括支援センター	相談対応 成年後見制度の普及啓発 成年後見制度の説明 後見支援センターへの検討依頼 後見支援センターへの情報提供
	相談支援事業所 (相談支援専門員)	相談対応 成年後見制度の説明 後見支援センターへの検討依頼 後見支援センターへの情報提供 本人への支援(チーム構成員)
	三島市障がいとくらしを支える協議会	障がい福祉に関する地域課題の共有と検討 成年後見制度の普及啓発
地域関係団体	三島市民生委員児童委員協議会 (民生委員)	成年後見制度の普及啓発(対象者へ制度利用を助言) 民生委員研修会の開催(成年後見制度をテーマに研修会開催) 判断能力が不十分な人の発見・相談機関へのつなぎ 支援者としての見守り(チーム構成員)
	三島市自治会連合会 (近隣住民)	成年後見制度の普及啓発(チラシの回覧) 自治会研修会の開催(成年後見制度をテーマに研修会開催) 判断能力が不十分な人の発見・相談機関へのつなぎ
金融機関	金融機関	職員向けの研修会の開催 成年後見制度の普及啓発(店頭で後見支援センターや地域包括支援センター等の紹介) 後見支援センターへの専門的な助言(支援預金等)
裁判所	静岡家庭裁判所	オブザーバーとしての総合的情報提供
家族会	当事者団体 家族会	判断能力が不十分な人の発見・相談機関へのつなぎ 研修会の開催 制度に関する課題の提供
三島市・市社協	社会福祉協議会	相談対応 法人後見業務の実施 市民後見人養成研修の実施 後見支援センターの運営
	市(地域包括ケア推進課) 市(障がい福祉課) 市(福祉総務課)	相談対応 成年後見制度の普及啓発 市長申立ての実施 後見支援センターコーディネート委員選出 後見支援センターへの検討依頼 後見支援センターへの情報提供(高齢者・障がい者福祉分野) 後見支援センターの設置委託 市社協法人後見業務への補助 成年後見制度利用促進計画の推進と関係課・市社協の連携強化